

議案第 4 6 号

専決処分の承認を求めることについて（専決第 5 号 令和 5 年度
魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号））

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙
のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求め
る。

令和 6 年 6 月 1 4 日提出

魚沼市長 内 田 幹 夫

専決第 5 号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定に基づき、次
の予算を別紙のとおり専決処分する。

令和 6 年 3 月 2 9 日

魚沼市長 内 田 幹 夫

令和 5 年度魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 5 年度魚沼市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）

令和 5 年度魚沼市の国民健康保険特別会計の補正予算（第 4 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 直営診療所施設勘定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 4, 3 0 0 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 7 7, 7 0 0 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

令和 6 年 3 月 2 9 日専決

魚沼市長 内 田 幹 夫

直営診療所施設勘定

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 繰入金		千円 174,700	千円 △4,300	千円 170,400
	1 他会計繰入金	162,500	△4,300	158,200
	歳 入 合 計	182,000	△4,300	177,700

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 医業費		千円 39,000	千円 △4,300	千円 34,700
	1 医療用消耗器材費	39,000	△4,300	34,700
	歳 出 合 計	182,000	△4,300	177,700

1 総括
(歳入)

款	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
1 繰入金	174,700	△4,300	170,400
歳 入 合 計	182,000	△4,300	177,700

[illegible][illegible]

2歳入

1款繰入金

1項他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 一般会計繰入金	162,500	△4,300	158,200
計	162,500	△4,300	158,200

節		説明
区分	金額	
	千円	千円
1 一般会計繰入金	△4,300	一般会計繰入金（守門） △4,300

3 歳 出

2 款 医業費

1 項 医療用消耗器材費

目	補正前の額	補正額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 医科消耗器 材費	千円 39,000	千円 △4,300	千円 34,700	千円	千円	千円 △4,300	千円
計	39,000	△4,300	34,700	0	0	△4,300	0

節		説 明
区 分	金 額	
17 備品購入費	千円 △4,300	千円 001 守門診療所医科消耗器材事業……………△4,300 17 備品購入費△4,300